

第二百十回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第五号

令和四年十一月二日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 平口 洋君

理事 奥野 信亮君

理事 藤井比早之君

理事 源馬謙太郎君

理事 山本 剛正君

理事 石原 正敬君

理事 勝目 康君

理事 神田 潤一君

理事 小寺 裕雄君

理事 辻 清人君

理事 西野 太亮君

理事 平井 卓也君

理事 本田 太郎君

理事 山口 晋君

理事 佐藤 公治君

理事 手塚 仁雄君

理事 徳永 久志君

理事 遠藤 良太君

理事 福重 隆浩君

理事 塩川 鉄也君

総務大臣

衆議院調査局第二特別調査

室長

委員の異動

十一月一日

補欠選任

吉田 豊史君

遠藤 良太君

同日 同月二日

齋藤 洋明君

鳩山 二郎君

穂坂 泰君

牧島かれん君

同日

小寺 裕雄君

西野 太亮君

八木 哲也君

山口 晋君

同日

理事浦野靖人君同日理事辞任につき、その補欠として山本剛正君が理事に当選した。

同日

理事浦野靖人君同日理事辞任につき、その補欠として山本剛正君が理事に当選した。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

山口 晋君

西野 太亮君

小寺 裕雄君

八木 哲也君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平口委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に山本剛正君を指名いたします。

○平口委員長 この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。寺田総務大臣。

○寺田国務大臣 去る十月三十一日の本委員会では、自民党広島県連が十月三十日に開催をした政治資金パーティーにおいて、「寺田氏」説明責任果たす」と発言した報道に関し、会議形態が政治資金規正法第八条の二の政治資金パーティーに該当するか否かの御質問につきましては、同条に規定する政治資金パーティーに該当をいたします。

次に、私の五つの国会議員関係政治団体のうち、直接管理していないと答弁した三団体の収支報告書の表紙に記載されている人全員の生存確認についての御質問につきましては、令和四年十月三十一日付訂正前に記載をされていた寺田稔竹原後援会の会計責任者を除き、全員が生存していることが確認をされたところでございます。

以上です。

○平口委員長 内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。寺田総務大臣。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○寺田国務大臣 公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、令和二年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受けて、当該勧告どおり二十五都道府県において百四十選挙区の改定を行うこととしております。

第二に、令和二年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で二、南関東選挙区で一増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で一ずつ減少させることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとしております。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号
令和四年十一月二日

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

次回は、来る八日火曜日午前八時五十分理事
会、午前九時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。



公職選挙法の一部を改正する法律

別表第一北海道第三区の項から北海道第五区の項までを次のように改める。

札幌市

菊水一条一丁目、菊水一条二丁目、菊水一条三丁目、菊水一条四丁目、菊水二条一丁目、菊水二条二丁目、菊水二条三丁目、菊水三条一丁目、菊水三条二丁目、菊水三条三丁目、菊水三条四丁目、菊水三条五丁目、菊水四条一丁目、菊水四条二丁目、菊水四条三丁目、菊水五条一丁目、菊水五条二丁目、菊水五条三丁目、菊水六条一丁目、菊水六条二丁目、菊水六条三丁目、菊水六条四丁目、菊水七条一丁目、菊水七条二丁目、菊水七条三丁目、菊水七条四丁目、菊水八条一丁目、菊水八条二丁目、菊水八条三丁目、菊水八条四丁目、菊水九条一丁目、菊水九条二丁目、菊水九条三丁目、菊水九条四丁目、菊水上町一条一丁目、菊水上町一条二丁目、菊水上町一条三丁目、菊水上町一条四丁目、菊水上町二丁目、菊水上町二条二丁目、菊水上町三

条三丁目、菊水上町二条四丁目、菊水上町
 三条一丁目、菊水上町三条二丁目、菊水上
 町三条三丁目、菊水上町三条四丁目、菊水
 上町四条一丁目、菊水上町四条二丁目、菊
 水上町四条三丁目、菊水上町四条四丁目、
 菊水上町、菊水元町一条一丁目、菊水元町
 一条二丁目、菊水元町一条三丁目、菊水元
 町一条四丁目、菊水元町一条五丁目、菊水
 元町二条一丁目、菊水元町二条二丁目、菊
 水元町二条三丁目、菊水元町二条四丁目、
 菊水元町二条五丁目、菊水元町三条一丁
 目、菊水元町三条二丁目、菊水元町三条三
 丁目、菊水元町三条四丁目、菊水元町三条
 五丁目、菊水元町四条一丁目、菊水元町四
 条二丁目、菊水元町四条三丁目、菊水元町
 五条一丁目、菊水元町五条二丁目、菊水元
 町五条三丁目、菊水元町六条一丁目、菊水
 元町六条二丁目、菊水元町六条三丁目、菊
 水元町六条四丁目、菊水元町七条一丁目、
 菊水元町七条二丁目、菊水元町七条三丁
 目、菊水元町七条四丁目、菊水元町八条一
 丁目、菊水元町八条二丁目、菊水元町八条
 三丁目、菊水元町九条一丁目、菊水元町九
 条二丁目、菊水元町十条一丁目、菊水元
 町、米里一条一丁目、米里一条二丁目、米
 里一条三丁目、米里一条四丁目、米里二条
 一丁目、米里二条二丁目、米里二条三丁
 目、米里二条四丁目、米里三条一丁目、米
 里三条二丁目、米里三条三丁目、米里四条
 一丁目、米里四条二丁目、米里四条三丁
 目、米里五条一丁目、米里五条二丁目、米
 里五条三丁目、米里、東米里、東札幌一条
 一丁目、東札幌一条二丁目、東札幌一条三
 丁目、東札幌一条四丁目、東札幌一条五丁
 目、東札幌一条六丁目、東札幌二条一丁
 目、東札幌二条二丁目、東札幌二条三丁
 目、東札幌二条四丁目、東札幌二条五丁
 目、東札幌二条六丁目、東札幌三条一丁
 目、東札幌三条二丁目、東札幌三条三丁

目、東札幌三条四丁目、東札幌三条五丁目、東札幌三条六丁目、東札幌四条一丁目、東札幌四条二丁目、東札幌四条三丁目、東札幌四条四丁目、東札幌四条五丁目、東札幌五条一丁目、東札幌五条二丁目、東札幌五条三丁目、東札幌五条四丁目、東札幌五条五丁目、東札幌六条一丁目、東札幌六条二丁目、東札幌六条三丁目、東札幌六条四丁目、東札幌六条五丁目、東札幌六条六丁目、中央一条一丁目、中央一条二丁目、中央一条三丁目、中央一条四丁目、中央一条五丁目、中央一条六丁目、中央一条七丁目、中央二条一丁目、中央二条二丁目、中央二条三丁目、中央二条四丁目、中央二条五丁目、中央二条六丁目、中央二条七丁目、中央三条一丁目、中央三条二丁目、中央三条三丁目、中央三条四丁目、中央三条五丁目、中央三条六丁目、本通一丁目南、本通二丁目南、本通三丁目南、本通四丁目南、本通五丁目南、本通六丁目南、本通七丁目南、本通八丁目南、本通九丁目南、本通十丁目南、本通十一丁目南、本通十二丁目南、本通十三丁目南、本通十四丁目南、本通十五丁目南、本通十六丁目南、本通十七丁目南、本通十八丁目南、本通十九丁目南、本通二十丁目南、本通二十一丁目南、本通二十二丁目北、本通二十三丁目北、本通二十四丁目北、本通二十五丁目北、本通二十六丁目北、本通二十七丁目北、本通二十八丁目北、本通二十九丁目北、本通三十丁目北、本通三十一丁目北、本通三十二丁目北、本通三十三丁目北、本通三十四丁目北、本通三十五丁目北、本通三十六丁目北、本通三十七丁目北、本通三十八丁目北、本通三十九丁目北、本通四十丁目北、本通四十一丁目北、本通四十二丁目北、本通四十三丁目北、本通四十四丁目北、本通四十五丁目北、本通四十六丁目北、本通四十七丁目北、本通四十八丁目北、本通四十九丁目北、本通五十丁目北、平和通一丁目南、平和通二丁目南、平和通三丁目南、平和通四丁目南、平和通五丁目南、平和通六丁目南、平和通七丁目南、平和通

和通八丁目南、平和通九丁目南、平和通十二丁目南、平和通十三丁目南、平和通十四丁目南、平和通十五丁目南、平和通十六丁目南、平和通十七丁目南、平和通一丁目北、平和通二丁目北、平和通三丁目北、平和通四丁目北、平和通五丁目北、平和通六丁目北、平和通七丁目北、平和通八丁目北、平和通九丁目北、平和通十丁目北、平和通十一丁目北、平和通十二丁目北、平和通十三丁目北、平和通十四丁目北、平和通十五丁目北、平和通十六丁目北、平和通十七丁目北、本郷通一丁目北、本郷通二丁目北、本郷通三丁目北、本郷通四丁目北、本郷通五丁目北、本郷通六丁目北、本郷通七丁目北、本郷通八丁目北、本郷通九丁目北、本郷通十丁目北、本郷通十一丁目北、本郷通十二丁目北、本郷通十三丁目北、本郷通一丁目南、本郷通二丁目南、本郷通三丁目南、本郷通四丁目南、本郷通五丁目南、本郷通六丁目南、本郷通七丁目南、本郷通八丁目南、本郷通九丁目南、本郷通十丁目南、本郷通十一丁目南、本郷通十二丁目南、本郷通十三丁目南、北郷一条一丁目、北郷一条二丁目、北郷一条三丁目、北郷一条四丁目、北郷一条五丁目、北郷一条六丁目、北郷一条七丁目、北郷一条八丁目、北郷一条九丁目、北郷一条十丁目、北郷一条一丁目、北郷一条二丁目、北郷一条三丁目、北郷一条四丁目、北郷一条五丁目、北郷一条六丁目、北郷一条七丁目、北郷一条八丁目、北郷一条九丁目、北郷一条十丁目、北郷二条一丁目、北郷二条二丁目、北郷二条三丁目、北郷二条四丁目、北郷二条五丁目、北郷二条六丁目、北郷二条七丁目、北郷二条八丁目、北郷二条九丁目、北郷二条十丁目、北郷三条一丁目、北郷三条二丁目、北郷三条三丁目、北郷三条四丁目、北郷三条五丁目、北郷三条六丁目、北郷三条七丁目、北郷三条八丁目、北郷三条九丁目、北郷三条十丁目、北郷四条一丁目、北郷四条二丁目、北郷四条三丁目、北郷四条四丁目、北郷四条五丁目、北郷四条六丁目、北

常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 久慈郡 別表第一茨城県第六区の項及び茨城県第七区の項を次のように改める。 第六区 土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市 つくばみらい市 第七区 古河市 結城市 下妻市 常総市 坂東市 結城郡 猿島郡 別表第一栃木県第一区の項及び栃木県第二区の項を次のように改める。 第一区 宇都宮市 本庁管内 宇都宮市平石地区市民センター管内 宇都宮市清原地区市民センター管内 宇都宮市横川地区市民センター管内 宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内 宇都宮市城山地区市民センター管内 宇都宮市国本地区市民センター管内 宇都宮市富屋地区市民センター管内 宇都宮市豊郷地区市民センター管内 宇都宮市篠井地区市民センター管内 宇都宮市姿川地区市民センター管内 宇都宮市雀宮地区市民センター管内 宇都宮市役所宝木出張所管内 宇都宮市役所陽南出張所管内			
河内郡 第二区 宇都宮市 第一区に属しない区域 鹿沼市 日光市 さくら市 塩谷郡 別表第一栃木県第四区の項及び栃木県第五区の項を次のように改める。 第四区 小山市 真岡市 下野市 芳賀郡 下都賀郡 第五区 足利市 栃木市 佐野市 別表第一群馬県第一区の項から群馬県第三区の項までを次のように改める。 第一区 前橋市 沼田市 利根郡 第二区 桐生市 伊勢崎市 みどり市 佐波郡 第三区 太田市 館林市 邑楽郡 別表第一群馬県第五区の項を次のように改める。 第五区 高崎市	第四区に属しない区域 渋川市 富岡市 安中市 北群馬郡 甘楽郡 吾妻郡 別表第一埼玉県第一区の項から埼玉県第三区の項までを次のように改める。 第一区 さいたま市 見沼区 浦和区 緑区 第二区 川口市 本庁管内 新郷支所管内 神根支所管内 大字安行領根岸(二百九十番地から六百七十六番地まで、七百十一番地及び七百十二番地に限る。)、大字安行領在家(百十三番地から百十六番地まで及び二百二十六番地から二百八十二番地までに限る。)、在家町、大字木曾呂(千三百十三番地、千三百三十六番地、千三百四十一番地、千三百六十五番地、千三百六十九番地から千三百七十二番地まで、千三百九十二番地から千三百九十九番地まで、千四百九番地、千四百十九番地から千四百二十七番地まで、千四百五十番地、千四百五十九番地から千四百六十二番地まで、千四百六十七番地、千四百六十八番地、千四百七十三番地、千四百七十七番地から千四百七十九番地まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百九十二番地から千五百二十四番地まで及び千五百二十八番地から千五百六十番地までに限る。)、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町、本前		
川三丁目 芝支所管内 安行支所管内(大字安行慈林(六百十四番地から六百二十九番地までに限る。)に属する区域を除く。) 鳩ヶ谷支所管内 第三区 川口市 第二区に属しない区域 越谷市 別表第一埼玉県第五区の項から埼玉県第八区の項までを次のように改める。 第五区 さいたま市 西区 北区 大宮区 中央区 第六区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 第七区 川越市 富士見市 第八区 所沢市 ふじみ野市 入間郡 三芳町 別表第一埼玉県第十一区の項から埼玉県第十五区の項までを次のように改める。 第十一区 秩父市 本庄市 深谷市 秩父郡 児玉郡			

大里郡	八千代市	加える。
第十二区	市川市	第十四区
熊谷市	浦安市	船橋市
行田市	第四区に属しない区域	第四区に属しない区域
加須市	第六区	習志野市
羽生市	松戸市	別表第一東京都第一区の項から東京都第五区の項までを次のように改める。
第十三区	第七区	第一区
久喜市	野田市	千代田区
蓮田市	流山市	新宿区
幸手市	第八区	中央区
白岡市	柏市	台東区
北足立郡	別表第一千葉県第十区の項及び千葉県第十一区の項を次のように改める。	品川区
南埼玉郡	第十区	東京都大島支庁管内
北葛飾郡	銚子市	東京都三宅支庁管内
杉戸町	成田市	東京都八丈支庁管内
第十四区	旭市	東京都小笠原支庁管内
草加市	匝瑳市	第四区
八潮市	香取市	大田区
三郷市	香取郡	大田区大森東特別出張所管内
第十五区	第十一区	大田区大森西特別出張所管内
さいたま市	茂原市	大田区入新井特別出張所管内
桜区	東金市	大田区馬込特別出張所管内
南区	勝浦市	大田区池上特別出張所管内
蕨市	山武市	大田区新井宿特別出張所管内
戸田市	いすみ市	大田区久が原特別出張所管内（池上三丁目に属する区域に限る。）
別表第一埼玉県第十五区の項の次に次のように加える。	大網白里市	大田区糍谷特別出張所管内
第十六区	山武郡	大田区羽田特別出張所管内
さいたま市	長生郡	大田区六郷特別出張所管内
岩槻区	夷隅郡	大田区矢口特別出張所管内（矢口二丁目（一番、十三番、十四番、二十七番及び二十八番に限る。）及び矢口三丁目（一番及び八番に限る。）に属する区域に限る。）
春日部市	別表第一千葉県第十三区の項を次のように改める。	大田区蒲田西特別出張所管内
吉川市	第十三区	大田区蒲田東特別出張所管内
北葛飾郡	我孫子市	
松伏町	鎌ヶ谷市	
別表第一千葉県第二区の項を次のように改める。	印西市	
第二区	白井市	
千葉市	富里市	
花見川区	印旛郡	
	別表第一千葉県第十三区の項の次に次のように	
	第五区	

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号
令和四年十一月二日

世田谷区		東四丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻南四丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、上井草五丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三丁目、宮前一丁目、宮前二丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目
第七区		第九区
練馬区		第五十五番十七号まで及び五十六番から六十三番までに限る。)、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原一丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目
第十区		第十一区
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
板橋区		板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二

目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根三丁目、島根四丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、東保木		間一丁目、東保木間二丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、日ノ出町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目
第二類第二号	第十四区 墨田区 江戸川区 本庁管内 中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、興宮町、上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色一丁目、本一色二丁目、本一色三丁目 江戸川区小松川事務所管内 江戸川区小岩事務所管内 別表第一東京都第十六区の項から東京都第十九区の項までを次のように改める。 第十六区 江戸川区 第十四区に属しない区域 第十七区 葛飾区 第十八区 武蔵野市 小金井市 西東京市 第十九区 小平市 国分寺市	国立市 別表第一東京都第二十一区の項から東京都第二十三区の項までを次のように改める。 第二十一区 八王子市 下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山（五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千四百十八番地まで、千四百五十六番地、千四百九番地及び千二百二十一番地を除く）、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鏈水（三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七十一番地まで及び三百九十六番地を除く）、鏈水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目 立川市 日野市 第二十二区 三鷹市 調布市 狛江市 第二十三区 町田市 別表第一東京都第二十五区の項の次に次のように加える。 第二十六区 目黒区 大田区 第四区に属しない区域 第二十七区 中野区 杉並区
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号 令和四年十一月二日	第五区 横浜区 戸塚区 泉区 別表第一神奈川県第七区の項から神奈川県第十区の項までを次のように改める。 第七区 横浜区 港北区 第八区 横浜区 緑区 青葉区 第九区 川崎市 多摩区 麻生区 第十区 川崎市 川崎区 幸区 別表第一神奈川県第十三区の項から神奈川県第十八区の項までを次のように改める。 第十三区 横浜市	第八区に属しない区域 第二十八区 練馬区 第九区に属しない区域 第二十九区 荒川区 足立区 第十三区に属しない区域 第三十区 府中市 多摩市 稲城市 別表第一神奈川県第五区の項を次のように改める。 第五区 横浜区 戸塚区 泉区 別表第一神奈川県第七区の項から神奈川県第十区の項までを次のように改める。 第七区 横浜区 港北区 第八区 横浜区 緑区 青葉区 第九区 川崎市 多摩区 麻生区 第十区 川崎市 川崎区 幸区 別表第一神奈川県第十三区の項から神奈川県第十八区の項までを次のように改める。 第十三区 横浜市

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号
令和四年十一月二日

瀬谷区 大和市 綾瀬市 第十四区 相模原市 緑区 中央区 愛甲郡 第十五区 平塚市 茅ヶ崎市 中郡 大磯町 第十六区 厚木市 伊勢原市 海老名市 第十七区 小田原市 秦野市 南足柄市 中郡 二宮町 足柄上郡 足柄下郡 第十八区 川崎市 中原区 高津区 別表第一神奈川県第十八区の項の次に次のように加える。 第十九区 横浜市 都筑区 川崎市 宮前区 第二十区 相模原市 南区	座間市 別表第一新潟県第一区の項から新潟県第五区の項までを次のように改める。 第一区 新潟市 東区 中央区 江南区 佐渡市 第二区 新潟市 南区 西区 西蒲区 三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡 第三区 新潟市 北区 秋葉区 新発田市 村上市 五泉市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡 第四区 長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡 第五区	十日町市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡 別表第一新潟県第六区の項を削る。 別表第一富山県第一区の項中「水落」の下に、「水落一丁目」を加える。 別表第一岐阜県第一区の項を次のように改める。 第一区 岐阜市 別表第一岐阜県第三区の項を次のように改める。 第三区 関市 美濃市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡 別表第一静岡県第一区の項から静岡県第八区の項までを次のように改める。 第一区 静岡市 葵区 駿河区 第二区 島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡	第三区 磐田市 掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 周智郡 第四区 静岡市 清水区 富士宮市 富士市 木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台一丁目、中野台二丁目 第五区 三島市 富士市 御殿場市 裾野市 田方郡 駿東郡 小山町 第六区 沼津市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 駿東郡 清水町 長泉町 第七区 浜松市 西區 北區 浜北區
---	---	--	--

天竜区 湖西市 第八区 浜松市 中区 東区 南区 別表第一愛知県第五区の項から愛知県第七区の項までを次のように改める。 第五区 名古屋市中村区 中川区 清須市 第六区 瀬戸市 春日井市 第七区 大府市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 愛知郡 別表第一愛知県第九区の項から愛知県第十一区の項までを次のように改める。 第九区 津島市 稲沢市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡 第十区 一宮市 岩倉市 第十一区 豊田市 みよし市	別表第一愛知県第十四区の項を次のように改める。 第十四区 豊川市 蒲郡市 新城市 額田郡 北設楽郡 別表第一愛知県第十五区の項の次に次のように加える。 第十六区 犬山市 江南市 小牧市 北名古屋 西春日井郡 丹羽郡 別表第一滋賀県第二区の項及び滋賀県第三区の項を次のように改める。 第二区 彦根市 長浜市 近江八幡市 東近江市 米原市 蒲生郡 愛知郡 犬上郡 第三区 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 別表第一滋賀県第四区の項を削る。 別表第一大阪府第八区の項及び大阪府第九区の項を次のように改める。 第八区	豊中市 池田市 第九区 茨木市 箕面市 豊能郡 別表第一兵庫県第五区の項を次のように改める。 第五区 豊岡市 川西市 平野(字カキワジ原に限る。)、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東二丁目、清和台東二丁目、清和台東三丁目、清和台東四丁目、清和台東五丁目、清和台西二丁目、清和台西三丁目、清和台西四丁目、清和台西五丁目、けやき坂一丁目、けやき坂二丁目、けやき坂三丁目、けやき坂四丁目、けやき坂五丁目、西畦野(字丸山及び字東通りを除く。)、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目 三田市 丹波篠山市 養父市 丹波市	朝来市 川辺郡 美方郡 別表第一和歌山県第一区の項及び和歌山県第二区の項を次のように改める。 第一区 和歌山市 紀の川市 岩出市 第二区 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 海草郡 伊都郡 有田郡 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡 別表第一和歌山県第三区の項を削る。 別表第一島根県第一区の項及び島根県第二区の項を次のように改める。 第一区 松江市 安来市 雲南市 仁多郡 飯石郡 隠岐郡 第二区 浜田市 出雲市 益田市 大田市 江津市 邑智郡
---	---	---	---

鹿足郡 別表第一岡山県第一区の項から岡山県第四区の項までを次のように改める。 第一区			項までを次のように改める。 第一区 広島市 中区 東区 南区 安芸郡 府中町 海田町 坂町 第二区 広島市 西区 佐伯区 大竹市 廿日市市 第三区 広島市 安佐南区 安佐北区 安芸区 安芸高田市 山県郡 第四区 呉市 竹原市 東広島市 江田島市 安芸郡 熊野町 豊田郡 第五区 三原市 尾道市 府中市 三次市 庄原市 世羅郡 神石郡			第六区 福山市 別表第一広島県第七区の項を削る。 別表第一山口県第一区の項から山口県第三区の項までを次のように改める。 第一区 宇部市 山口市 防府市 第二区 下松市 岩国市 光井市 柳井市 周南市 大島郡 玖珂郡 熊毛郡 第三区 下関市 萩市 長門市 美祢市 山陽小野田市 阿武郡 別表第一山口県第四区の項を削る。 別表第一香川県第一区の項を次のように改める。 第一区 高松市 本庁管内 仏生山総合センター管内 勝賀総合センター管内 山田支所管内 木太出張所管内 古高松出張所管内 屋島出張所管内 前田出張所管内 川添出張所管内			川岡出張所管内 円座出張所管内 檀紙出張所管内 女木出張所管内 男木出張所管内 小豆郡 香川郡 別表第一愛媛県第一区の項から愛媛県第三区の項までを次のように改める。 第一区 松山市 第二区 今治市 新居浜市 西条市 四国中央市 越智郡 第三区 宇和島市 八幡浜市 大洲市 伊予市 西予市 東温市 上浮穴郡 伊予郡 喜多郡 西宇和郡 北宇和郡 南宇和郡 別表第一愛媛県第四区の項を削る。 別表第一福岡県第一区の項を次のように改める。 第一区 福岡市 東区 大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎一丁目、西戸崎二丁目、西戸崎三丁目、西戸崎四丁目、西戸崎五丁目、西戸崎六丁目、			第四区 倉敷市 都窪郡 別表第一岡山県第五区の項を削る。 別表第一広島県第一区の項から広島県第六区の項までを次のように改める。 第三区 津山市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 真庭市 美作市 浅口市 浅口郡 小田郡 真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡 第四区		
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--

大岳一丁目、大岳二丁目、大岳三丁目、大岳四丁目、大字西戸崎、大字奈多、雁の巢一丁目、雁の巢二丁目、奈多一丁目、奈多二丁目、奈多三丁目、奈多団地、塩浜一丁目、塩浜二丁目、塩浜三丁目、大字三苦、三苦一丁目、三苦二丁目、三苦三丁目、三苦四丁目、三苦五丁目、三苦六丁目、三苦七丁目、三苦八丁目、美和台新町、美和台一丁目、美和台二丁目、美和台三丁目、美和台四丁目、美和台五丁目、美和台六丁目、美和台七丁目、高美台一丁目、高美台二丁目、高美台三丁目、高美台四丁目、和白東一丁目、和白東二丁目、和白東三丁目、和白東四丁目、和白東五丁目、和白丘一丁目、和白丘二丁目、和白丘三丁目、和白丘四丁目、和白一丁目、和白二丁目、和白三丁目、和白四丁目、和白五丁目、和白六丁目、大字上和臼、松香台一丁目、松香台二丁目、唐原一丁目、唐原二丁目、唐原三丁目、唐原四丁目、唐原五丁目、唐原六丁目、唐原七丁目、大字浜男、御島崎一丁目、御島崎二丁目、大字下原、下原一丁目、下原二丁目、下原三丁目、下原四丁目、下原五丁目、大字香椎（一番地から百十八番地までを除く）、香椎一丁目、香椎二丁目、香椎三丁目、香椎四丁目、香椎五丁目、香椎六丁目、香椎台一丁目、香椎台二丁目、香椎台三丁目、香椎台四丁目、香椎台五丁目、香椎駅東一丁目、香椎駅東二丁目、香椎駅東三丁目、香椎駅東四丁目、香椎駅前一丁目、香椎駅前二丁目、香椎駅前三丁目、香椎団地、香住ヶ丘一丁目、香住ヶ丘二丁目、香住ヶ丘三丁目、香住ヶ丘四丁目、香住ヶ丘五丁目、香住ヶ丘六丁目、名島一丁目、名島二丁目、名島三丁目、名島四丁目、名島五丁目、香椎浜一丁目、香椎浜二丁目、香椎浜三丁目、香椎浜四丁目、香椎照葉一丁目、香椎照葉二丁目、香椎照葉三

丁目、香椎照葉四丁目、香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、香椎照葉七丁目、みなと香椎一丁目、みなと香椎二丁目、みなと香椎三丁目、香椎浜ふ頭一丁目、香椎浜ふ頭二丁目、香椎浜ふ頭三丁目、香椎浜ふ頭四丁目、千早一丁目、千早二丁目、千早三丁目、千早四丁目、千早五丁目、千早六丁目、松崎一丁目、松崎二丁目、松崎三丁目、松崎四丁目、舞松原一丁目、舞松原二丁目、舞松原三丁目、舞松原四丁目、舞松原五丁目、舞松原六丁目、水谷一丁目、水谷二丁目、水谷三丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、若宮四丁目、若宮五丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目（一番から三十番までに限る）、松島四丁目、松島五丁目（一番から二十番までに限る）、松島六丁目、松田一丁目、松田二丁目、松田三丁目、箱崎一丁目、箱崎二丁目、箱崎三丁目、箱崎四丁目、箱崎五丁目、箱崎六丁目、箱崎七丁目、箱崎ふ頭一丁目、箱崎ふ頭二丁目、箱崎ふ頭三丁目、箱崎ふ頭四丁目、箱崎ふ頭五丁目、箱崎ふ頭六丁目、原田一丁目、原田二丁目、原田三丁目、原田四丁目、貝塚団地、東浜一丁目、東浜二丁目、社領一丁目、社領二丁目、社領三丁目、郷口町、筥松一丁目、筥松二丁目、筥松三丁目、筥松四丁目、筥松新町、二又瀬、二又瀬新町、馬出一丁目、馬出二丁目、馬出三丁目、馬出四丁目、馬出五丁目、馬出六丁目

別表第一福岡県第四区の項を次のように改める。

第四区

福岡市

東区

第一区に属しない区域

宗像市

古賀市

福津市
糟屋郡
別表第一福岡県第五区の項中「筑紫郡を〔那珂川市〕に改める。
別表第一長崎県第一区の項から長崎県第三区の項までを次のように改める。
第一区
長崎市
第二区
島原市
諫早市
大村市
対馬市
杵岐市
雲仙市
南島原市
西彼杵郡
第三区
佐世保市
平戸市
松浦市
五島市
西海市
東彼杵郡
北松浦郡
南松浦郡
別表第一長崎県第四区の項を削る。
別表第一鹿児島県第一区の項を次のように改める。
第一区
鹿児島市
本庁管内
伊敷支所管内
吉野支所管内
吉田支所管内
松元支所管内
郡山支所管内
桜島支所管内
鹿児島郡

別表第一中「及び地方自治法第二百二条の第四項に規定する地域自治区の区域」を削る。
別表第二東北の項中「十三人」を「二十三人」に改め、同表南関東の項中「二十二人」を「二十三人」に改め、同表東京都の項中「十七人」を「十九人」に改め、同表北陸信越の項及び中国の項中「十一人」を「十人」に改める。
附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
（適用区分）
2 この法律による改正後の公職選挙法（次項において「新法」という。）の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この項において「施行日以後の初回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例による。
（別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い）
3 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、令和四年六月十六日（以下「基準日」という。）現在によったものであつて、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。ただし、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたつて市町村（特別区を含む。）の境界変更（地方自治法（昭和

二十二年法律第六十七号（第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域の変更を含む。以下同じ。）があつたときは、施行日に当該境界変更があつたものとみなして、新法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

理 由

衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。